

---

令和3年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和3年12月9日 (木曜日)

---

議事日程 (1)

令和3年12月9日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第45号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第46号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第47号 芦屋町地域公共交通会議設置条例及び芦屋町バス交通推進協議会設置条例を廃止する条例の制定について

第7 議案第48号 令和3年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)

第8 議案第49号 令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

第9 議案第50号 令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

第10 議案第51号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第3号)

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代      書記 横田 和雄      書記 中山 理恵

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

---

【 傍 聴 者 数 】 1名

---

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

会議に入る前に皆様に御報告いたします。

芦屋町議会では本定例会においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組を引き続き実施していくこととしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

.....

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 3 年第 4 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----

#### 日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 12 月 9 日から 12 月 20 日までの 12 日間にしたいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

#### 日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、4 番、萩原議員と 8 番、妹川議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

----- . ----- . -----

#### 日程第 3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。今定例会については書面による報告といたします。

次に日程第4、議案第45号から日程第10、議案第51号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございます。

議案第45号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置が導入されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第46号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、産科医療補償制度が見直され、出産育児一時金の支給額を引き上げる健康保険法施行令等が改正されました。これに伴い、本町の国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第47号の芦屋町地域公共交通会議設置条例及び芦屋町バス交通推進協議会設置条例を廃止する条例の制定につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づく芦屋町地域公共交通活性化協議会を新たに設置し、芦屋町の地域公共交通に関する全ての事項を当該活性化協議会の所掌事務とするため、両条例を廃止するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第48号の令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,800万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、障害児通所事業負担金、老朽危険家屋等解体補助金に係る国庫負担金等を増額計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しています。歳出につきましては、コミュニティ助成事業助成金や制度融資信用保証料補助金、創業等促進支援事業補助金等を増額計上しています。

議案第49号の令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、特別調整交付金の市町村分及び一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では、未就学児の均等割5割軽減対応に伴うシステム改修の業務委託料及び人事異動に伴う人件費の増額分を計上しています。

議案第50号の令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入では一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では人事異動に伴う人件費を増額計上しています。

議案第51号の令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入では一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では人事異動等に伴う人件費を増額計上しています。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 辻本 一夫君**

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第4、議案第45号についての質疑を許します。萩原議員。

**○議員 4番 萩原 洋子君**

4番、萩原です。議案第45号、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねいたします。

冒頭に町長より提案理由が述べられましたが、一部改正される具体的な内容についてお尋ねいたします。

**○議長 辻本 一夫君**

税務課長。

**○税務課長 村尾 正一君**

具体的な内容について御説明させていただきます。

国民健康保険税におきましては、前年中の世帯の所得金額が一定基準以下の場合に均等割額及び平等割額を2割から7割減額する軽減制度があります。今回の条例改正の減額措置におきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から未就学児1人当たりに係る均等割額をそれぞれの軽減後からさらに5割減額するものです。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

萩原議員。

**○議員 4番 萩原 洋子君**

子育て世帯の負担軽減のため未就学児に対しての減額措置を導入するとの、今、話がありましたが、軽減される具体的な金額について御説明お願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

それでは、それぞれ具体的に軽減される金額を御説明いたします。

まず、2割軽減を受ける世帯に未就学児がおられる場合は、1万240円増えて1人当たり1万5,360円が軽減されます。5割軽減の場合は6,400円増えて、1人当たり1万9,200円が軽減されます。7割軽減の場合は3,840円増えて、1人当たり2万1,760円が軽減されます。

また、軽減を受けていない世帯に未就学児がおられる場合でも、1人当たり1万2,800円が軽減されます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

対象となる未就学児の町内の数ですね、それと条例の一部を今回改正することによる町の負担がどれくらいになるのか、そして対象となる世帯にいつ頃その結果が届くのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

それでは、まず未就学児の人数について御説明いたします。

未就学児の人数は80人程度と見込んでおります。また、税額で60万円程度の減額を見込んでいます。そのうち4分の1が町負担となります。また、令和4年度の納税通知書の発送を7月の中旬に予定しておりますので、税額等の内容を確認していただくことができます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

議案第45号について質問いたします。

今、今回の改正内容については御説明いただきましたけれども、提案理由の中で、今回、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正に伴って、今回この税の条例改正になってます。これの背景をもしよろしければ御説明お願いいたします。どのような形で今回

均等割の軽減措置が取られたのか、それをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に公布されたところでございます。この法律の内容におきましては、健康保険等における傷病金の支給期間の通算化や育児休業の保険料の免除要件の見直し等がございますが、その中で、未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置の導入等を講ずるといことが規定されております。その中で、先ほど申し上げましたように子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、今回条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それから、今回この改正条例の施行については令和4年4月1日からの施行開始でございますけれども、この周期といいますか、要するに今回改正して4月より適用されるんですけども、これがずっと続くものなのか、時限で何か事前に通知が来て、「何年度まで」という何かそういうような通知はあってるんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 村尾 正一君

今のところは通知の期限とかは来ておりませんので、国からの方針によるところになるろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第46号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

おはようございます。6番、本田です。議案第46号についてお尋ねいたします。

町長の提案理由の中に「産科医療補償制度が見直され、出産育児一時金の支給額を引き上げる健康保険法施行令等が改正されました。」とありますが、まず、この産科医療補償制度、これはどういったものなのかという御説明と、金額的に40万4,000円を40万8,000円に改めるこの金額と通常一般的にいわれる出産育児一時金42万円との関わりについて御説明をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

まず、産科医療補償制度について御説明いたします。

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子供と家族の経済的負担を速やかに補償する制度でございます。補償対象と認定された子供に対して、看護・介護のために一時金600万円と分割金2,400万円——これは年間120万円掛ける20年間分となっております。総額3,000万円が補償金として支払われるものでございます。

続いて、出産育児一時金の42万円と今回の改正案のですね、具体的な内容について御説明したいと思います。今回の改正につきましては、出産育児一時金の支給額が引き上げられる旨の改正条文となっておりますが、実態としては総額に変更はなく、その内訳が変更される内容となっております。それを念頭に置いていただいた上で説明を聞いていただければと思います。

現状、出産育児一時金につきましては先ほど本田議員も申し上げられたとおり、総額で42万円支給しております。その内訳は基本額40万4,000円、加算額1万6,000円となっております。この加算額は条例第6条において「町長が健康保険施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは3万円を上限として加算する。」とされているもので、内容といたしましては産科医療補償制度の掛金相当額となっております。

今回、産科医療補償制度の見直しによって、これに係る掛金が1万6,000円から4,000円減の1万2,000円に引き下げられます。このままですと出産育児一時金が4,000円減の41万6,000円となってしまいます。国といたしましては、本一時金については少子化対策の重要性に鑑み総額42万円は維持するべきとの考えから、健康保険法施行令等に規定されている基本額40万4,000円を40万8,000円に引き上げる改正が行われました。本条例については国の施行令を準拠する内容となっておりますので、これに合わせて改正案を上程した次第でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第47号についての質疑を許します。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。議案第37号、芦屋町地域公共交通会議設置条例及び芦屋町バス交通推進協議会設置条例を廃止する条例の制定についてお聞きいたします。

この条例が制定されるに至った経緯と、今回この条例を廃止するに当たっての趣旨説明をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それでは、議案第47号につきまして御説明させていただきます。

現在、公共交通に関する会議等の設置に関する条例につきましては、地域公共交通会議設置条例とバス交通推進協議会設置条例がございます。バス交通推進協議会設置条例につきましては平成25年を最後に会議が開催されておりませんで、事実上その時点から形骸化しておりました。

今回これらを廃止しまして、地域公共交通に関する全ての事項を所掌事務とする法定協議会があります地域公共交通活性化協議会を新たに組織しなおすものでございます。この活性化協議会で、現在策定中の地域公共交通計画の進捗につきましても今後管理していくこととなります。

なお、外部組織となりますので条例ではなく団体規約により規定されまして、国や町からの補助金を財源とする組織となります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

申し訳ありません。私、先ほど37号と言いましたが47号の間違いでした。

以上であります。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第48号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

議案第48号について質問いたします。

令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）の9ページ、県支出金、4目の農林水産業費補助金37万2,000円について、これは新型コロナウイルス感染対策に伴う農家負担の支援策と思われませんが、詳細な説明をお願いしたいことと、また20ページに商工費、2目商工振興費、負担金 制度融資信用保証料補助金135万円という金額の計上がありますが、こちらについても御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは御説明をいたします。

まず、9ページの分になります。園芸品目生産緊急支援事業費補助金でございます。こちらにつきましては概要のほうを説明いたしますと、園芸品目生産緊急支援事業費補助金というのにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年1月～3月に価格低下の影響を受けた野菜等の県が定める園芸品目を作付する農業者に対し、次年——これは令和4年1月～3月でございますが、の作付に必要な種苗費、生産資材費等に係る経費の負担軽減を行う県の支援事業ということになっております。こちらにつきましては37万2,000円ですが、県の補助率としては10分の10となっております。

次に20ページの制度融資信用保証料補助金、こちらにつきましては内容のほうを説明いたします。制度融資信用保証料補助金につきましては町から預託された資金、こちらにより町内商工業者へ貸付けを行うことに併せて、その貸付けに係る福岡県信用保証協会の信用保証料について町が補助を行っているものでございます。今回につきましては令和3年度の申請額が当初の想定を上回ったもので、直近の状況から今後の申請も増加が見込まれるため、予算不足と思われるものについて補正予算をさせていただいたものでございます。

もう1つ、創業等促進支援事業補助金、こちらにつきましては創業等促進支援事業補助金、中小企業の新たな事業の創出を応援することで地域に活力を与え、経済を活性化させることにより需要の増大や雇用を創出することを目的とした補助金で、新たに創業を行うものに対し創業に係る補助対象となる経費の2分の1以内、最大200万円を交付するものとなっております。今回、こちら補正予算を上げさせていただきましたのは、令和3年度の補助金申請額が当初の予定を上回る見込みとなったため、不足する予算について補正計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

せっかく浮田課長に御回答いただいたんですが、創業支援のことについては質問してなかったので、すみません。

今、御回答いただきました園芸品目生産緊急支援事業のことなんですけれども、町内における具体的な品目でありますとか対象になる農家の軒数、そういったもので具体的なものがあるんだったらお答えをお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

園芸品目の対象品目ということになりますが、こちらについて今回対象となっていますのはブロッコリー、レタス、キャベツ、ミズナなど8品目ということになってございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

3番、長島です。同じく議案第48号、令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）についてお伺いいたします。補正予算書21ページをお願いします。

補正予算書の21ページ、8款土木費、6目移住・定住促進費、18節の負担金、補助及び交付金、老朽危険家屋等解体補助金300万円、また、その下の8款1目住宅管理費、10節需用費、修繕料200万円の具体的な中身、内容をお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それでは御説明させていただきます。

まず、21ページの8款5項6目18節の負担金、補助及び交付金の老朽危険家屋等解体補助金ですが、これは歳入もちょっと関係がございますので併せて御説明させていただきます。

9月補正で500万円の増額補正をさせていただいて、予算額が当初の1,000万円と合わせまして1,500万円となってございましたが、11月の下旬の時点で調査により補助対象となった家屋の補助額の合計が1,600万円を超える状況となりました。このことから、300

万円を今回増額補正させていただくものでございます。

続きまして8ページの歳入を御覧いただきたいんですけども、15款2項4目の土木費国庫補助金、3節社会資本整備総合交付金でございます。居宅につきましては、この社交金の補助率が50%で、芦屋町の独自提案となります店舗、こちらにつきましては補助率が若干下がりました45%となっております。申請見込み件数から歳入補正額を計算いたしまして148万7,000円の、こちらも増額補正をするものでございます。

老朽危険家屋につきましては、以上でございます。

続きまして修繕料についてのお尋ねですが、すみません、21ページのほうに戻ってください。8款6項1目住宅管理費、需用費の修繕料でございます。こちらはですね、町営住宅に係る修繕料につきましては、9月末までの状況を加味し令和3年度の支出見込額を算出したところ、一般修繕費につきましては450万円が不足することとなりました。また、入居前修繕費につきましては逆に250万円余ることとなりました。一般修繕費と入居前整備費といいますのは同一の細節で管理されており、流用により一般修繕費の不足分の一部が賄えることとなりますため、差引き200万円が不足する事態となりましたので今回補正をお願いするところでございます。

以上でございます。

**○議長 辻本 一夫君**

そのほかありませんか。中西議員。

**○議員 2番 中西 智昭君**

2番、中西です。令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について質問させていただきます。

予算書の13ページをお願いいたします。歳出、2款総務費、7目企画費、18節負担金、補助及び交付金、コミュニティ助成事業助成金250万円についてお尋ねいたします。この補助金の250万円の内容についてお聞かせください。

**○議長 辻本 一夫君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 池上 亮吉君**

コミュニティ助成事業助成金についてお答えいたします。13ページの7目企画費、コミュニティ助成事業助成金として250万円を計上させていただいております。これは柏原区に対して、公民館のエアコンとかテレビとか、そういったものを整備するための助成金となっております。

この助成金に対しましては歳入がございまして、予算書の11ページをお願いいたします。雑入になりますけれども、下段のほうです。雑入で説明書きのところ、企画係で250万円計上させていただいております。これは一般財団法人の自治総合センターといったところが宝くじの社

会貢献広報事業として行っております事業を活用しております。これはコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備など、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業といたったもので行われております。

今回は、当初予算では三軒屋区の分を計上させていただいておったんですが、追加の御案内がありまして、追加分として柏原区の分を補正予算として計上させていただいたという内容になっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

その補助金についてなんですけど、今までの交付実績としてどういったことをされたのかお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

交付実績としてお答えさせていただきます。自治区の交付実績としましては平成19年度の花美坂区を最初に、その後ちょっと空きまして24年度が正門町、それから25年度が東町、26年度が江川台、27年度が白浜町、28年度が雁木、29年度がはまゆう、30年度が幸町、31年度が栗屋、令和2年度が中ノ浜と追加で市場区、今年度の令和3年度が三軒屋と今回追加の柏原といったところで、おおむねこの地区も大体上限の250万円を支援しておるという内容になっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

ありがとうございます。町内30地区ある自治区で、交付対象となる自治区はどういうふうに分けられているのかお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

対象となる自治区の決定方法についてお答えいたします。事務自体は自治区を主管しております環境住宅課のほうで行っていただいておりますが、年度当初のほうに区長会のほうへ意向の確

認の通知、それから7月頃に申請書類を提出していただきまして8月頃に審査——これは申請書、それから現地確認などを行いまして、優先順位をつけまして推薦する自治区のほうを決定しておるといふ事務手続になっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかございませんか。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。同じく議案第48号の、ページ数でいきますと15ページをお願いいたします。歳出の中の3款民生費、1項社会福祉費の中の6目障害者福祉費の中にあります負担金40万5,000円の具体的な使用の内容と、同じくその下のところの扶助費の障害児通所支援費について、金額が571万5,000円ですかね。これの具体的説明をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは、まず地域活動支援センター負担金について御説明いたします。地域活動支援センター負担金とは、障害者支援センターさくらに対する負担金でございます。障害者支援センターさくらは遠賀郡4町で設置し、共同運営を行っております。事業としては地域活動支援センター事業と生活介護事業を実施しております。負担金については当初予算に想定して計上しておりますが、事業費の精算については年度終了後に行います。その精算により事業費に不足が生じた場合には歳出に、収益が生じた場合は歳入にそれぞれ次年度の補正予算に過年度分として計上しております。令和2年度につきましては、地域活動支援センター事業は事業費に不足が生じたので、15ページにありますように歳出科目の負担金に計上しております。

一方、生活介護事業、こちらのほうは収益が生じたので、11ページになりますが歳入科目、雑入のほうで過年度収入として計上させていただいているものです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。いいですか。

○議員 5番 信国 浩君

はい。(発言する者あり) あ、お願いします。

○福祉課長 智田 寛俊君

申し訳ありません。続きまして、もう1つの障害児通所支援費の増額補正についてです。障害児通所支援費については新規利用者の増加や1人当たりの利用回数の増加により、扶助費が増加

したものです。障害児通所支援を利用した場合はサービス費用の1割が利用者負担となり、残りの9割は公費ということになっております。よって、歳入においても国庫負担金、県負担金と計上しております。負担割合は国が2分の1、県が4分の1となっているものでございます。

障害児通所支援は児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への対応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスでございます。障害児通所支援には児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのメニューが違うサービスがございます。今回の増額補正の要因となったものは、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の増によるものでございます。

ちなみに児童発達支援とは未就学児を対象に就学に向けた準備、コミュニケーションの円滑化に向けたプログラムの実施等です。郡内には5つの事業所がございます。芦屋町にはございません。放課後等デイサービスは小学生から高校生までを対象にした放課後や長期休暇に対応したサービスです。町内には芦屋小学校で町が実施しておる「すてっぷくらぶ」、そのほかに山鹿に「すりーぴーす」という事業所がございます。こちら放課後等デイサービスは郡内には17の事業所がございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第49号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第45号から日程第10、議案第51号までの各議案については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時41分散会

---